

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正（案）の概要

1 概要

県は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「県規則」という。）により、事業者が公共用水域に排出する排水の規制基準や、環境汚染原因物質の基準値、地下水の水質の浄化基準値を定めています。

国は、水質汚濁に係る環境基準である六価クロムについて、新たな知見を踏まえ、環境基準値を見直しました。また、大腸菌群数について、培養技術の確立に伴い、よりの確にふん便汚染を捉えることができる指標である大腸菌数に見直しました。これを踏まえ、国は、水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める省令等を改正し、同法第3条第1項に基づく排水基準（以下「一律排水基準」という。）等を改正する予定です（六価クロムについては令和6年4月施行（経過措置等を設定）（予定）、大腸菌群数については令和7年4月施行（予定））。

県規則に定める規制基準等は、一律排水基準等を踏まえて定めていることから、これを受けて、所要の改正を行います。

2 改正内容等

（1）六価クロム化合物に係る規制基準の改正

ア 改正内容

県規則別表第9で定める六価クロム化合物に係る排水の許容限度について、「0.05mg/L」から「0.02mg/L」へ、「0.5mg/L」から「0.2mg/L」へ改めます。

イ 改正理由

国は、六価クロム化合物に係る水質汚濁防止法の一律排水基準を、「0.5mg/L」から「0.2mg/L」に強化する予定です。規制基準の許容限度は、水質汚濁防止法の一律排水基準及び上乘せ排水基準と同じ値を定めているため、引き続き整合を図るものです。

ウ 経過措置

- ・既存の事業所に対しては、水質汚濁防止法の経過措置が適用される期間は、従前の基準「0.05mg/L」又は「0.5mg/L」を適用します。
- ・電気めっき業に属する事業所^(注)からの排水には、暫定の許容限度を設定します（許容限度：0.5mg/L、適用期限：令和9年3月31日）。

（注：排水先が水質保全湖沼の事業所及び甲水域のうち水質保全湖沼以外の水域である新設の事業所を除く。）

（※1：水質保全湖沼とは、県規則第36条第2項第1号及び第2号に規定する水域をいう。）

（※2：新設とは、昭和46年9月11日（県規則別表第10の1（4）に規定する旅館業に属する事業所にあつては昭和49年12月1日、廃棄物の最終処分場にあつては昭和62年9月10日）以後に設置された事業所をいう。）

（2）大腸菌群数に係る規制基準の改正

ア 改正内容

県規則別表第10で定める項目を「大腸菌群数」から「大腸菌数」に改め、許容限度を「3,000 個/cm³」から「800CFU（コロニー形成単位）/mL」へ、「1,000 個/cm³」から「200CFU/mL」へ改めます。

イ 改正理由

国は、水質汚濁防止法の一律排水基準について、大腸菌群数を大腸菌数とし、許容限度を「3,000 個/cm³」から「800CFU/mL」とする予定です。規制基準の項目及び許容限度は、水質汚濁防止法の一律排水基準及び上乗せ排水基準と同じ項目及び値を定めているため、引き続き整合を図るものです。

(3) 六価クロムの環境汚染原因物質の基準値

ア 改正内容

県規則別表第17で定める水質及び地下水における六価クロムの基準値を、「0.05mg/L」から「0.02mg/L」へ改めます。

イ 改正理由

国は、六価クロムに係る環境基準値を、令和4年4月に0.02mg/Lに見直しました。六価クロムの基準値は、水質汚濁に係る環境基準の基準値と同じ値を定めているため、引き続き整合を図るものです。

(4) 六価クロム化合物の地下水の水質の浄化基準

ア 改正内容

県規則別表第18で定める六価クロム化合物の基準値を、「0.05mg/L」から「0.02mg/L」へ改めます。

イ 改正理由

六価クロム化合物の基準値は、地下水の水質汚濁に係る環境基準の基準値と同じ値を定めているため、(3)と同様、引き続き整合を図るものです。

3 公布・施行（予定）

令和6年7月下旬 公布

令和6年10月 施行（2(1)、(3)、(4)について）

令和7年4月 施行（2(2)について）